

平成22年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 168

所管部局	福祉部	所管課	社会福祉課	担当者名	勝山 万里恵
事業名	くらしの資金貸付事業			事業分類	ソフト事業
細事業名	くらしの資金貸付事業			政策体系	148
会計	一般会計	科目	3. 民生 - 1. 社会 - 1. 社会		

1. 事業の概要

南丹市社会福祉協議会に事業委託し、毎年7月及び12月に申請を受け、くらしの不安定な世帯に資金の貸付を行う。貸付金の限度額は10万円以内とする。
 貸付期間については、据置期間は貸付日の翌日から起算して3箇月以内、償還期限は20箇月以内とする。
 無利子、無担保、無保証人。

2. 事業の目的と必要性

① 施策で目指す目標との関連付け

夏期及び年末において暮らしの不安定な世帯に対し、経済的自立と生活意欲の促進を図るための必要なくらしの資金の貸付を行う。
 滞納している償還金の回収に力を入れる。

② 事業を実施する必要性

疾病、失業その他の理由により暮らしが成り立たなくなる恐れがある者、資金を貸し付けることによりその世帯が自立更生可能と認められる者等を貸付の要件としており、今後も必要な事業と考える。

3. 事業費の推移

	単位	平18決算	平19決算	平20決算	平21決算	平22予算	平23計画	平24計画
決算額または計画額	千円	2,000	1,500	1,279	273	5,136	5,200	5,200
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳								
使用料・手数料等	千円	0	0	0	0	3,000	200	200
国・府支出金	千円	0	736	0	273	0	0	0
地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	千円	2,000	764	1,279	0	2,136	5,000	5,000
職員等の従事人員	人/年	—	—	0.15	0.25			
人件費	千円	—	—	862	1,919			
事業費総額	千円	—	—	2,141	2,192			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。

※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

※平成21年度の国・府支出金は、くらしの資金貸付事業費補助金(570千円)、貸付金償還金(162千円)、社協委託分貸付金返還金(570千円)を収納しており、事業費との差額については一般財源扱いとしている。

4. 主な事業費の内訳

事業委託料	99,000円
システム導入費用補助金	173,775円

5. 事業結果の概要

委託料については事務費のみに改め、平成22年度から貸付金と償還金が市の決算・実績報告に反映されるよう毎年度精算方式に改め、これに伴い貸付規程の改正を行った。

また、市職員による貸付管理台帳のシステム導入により、PC機器購入の助成を行い、台帳管理の適正化と処理の迅速化を図った。

6. 活動の詳細

活 動 内 容	活動日又は時期	活 動 結 果 等
(1) 広報活動		
お知らせなんたんに貸付の案内記事を掲載	6月第4週金曜日 11月第2週金曜日	南丹市内に各戸配布
(2) 貸付活動		
資金の貸付	7月15日～7月31日 12月1日～12月14日	夏期 17件 1,650,000円 年末 36件 3,570,000円 計 53件 5,220,000円
(3) 検討・協議・調整会議		
システム導入と貸付規程の改正に向けた検討会議を、委託先の社会福祉協議会と、市財政課、システム開発担当と検討・協議・調整を重ねた。	平成21年7月～平成22年2月 8ヶ月間	くらしの資金貸付規程の一部改正 平成22年2月施行 システム導入完了 平成22年1月 P C機器購入 平成22年2月

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

事業の毎年度精算方式への変更、管理システムの導入など、社会福祉協議会への委託のあり方について議論した。
 今日、厳しい社会経済状況の中で、くらしの不安定な世帯に対し、生活の更生を支援するための施策は必要である。
 今後、毎年度精算により事業の継続が必要である。

【参考】過年度の評価

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点
事業の適正な実施のため、社会福祉協議会への委託のあり方について議論した。
- ②当該事業のアピール事項
くらしの不安定な世帯に対し、生活の更生を支援するため、10万円を限度に貸付を行う事業。8月と12月に貸付を行う。
- ③反省点、今後の展開・方向性等
安定した生活への更生を支援するための事業として実施する。